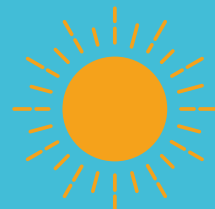


移住を応援!

豊橋市



「歩いて暮らせるまち区域」に 定住しませんか?

固定資産税相当額 **全額補助3年間**



● 豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金

「歩いて暮らせるまち区域」内に新たに家屋を取得し、居住する方に補助金を交付します。

市外から転入される方はもちろん、豊橋市内のほかの区域から転居される方も補助金を受け取ることができます。

対 象	補 助 内 容	補 助 額
家 屋	補助対象者の方に、所有する家屋に係る固定資産税相当額を 課税初年度から 最大3年間補助します。	固定資産税相当額※
土 地	補助対象者の方に、所有する土地に係る固定資産税相当額を 課税初年度から 最大3年間補助します。	

※すでに豊橋市にお住まいの方が「歩いて暮らせるまち区域」内に新たに転居される場合、補助率は2分の1です。
補助を受けるには条件があります。詳しい条件や手続方法はお問い合わせください。

● 歩いて暮らせるまち区域とは

鉄道や路面電車、路線バスなどの公共交通機関が充実しており、自家用車に頼らなくても商店や病院などの日常的な暮らしを支える様々なサービスを利用することができる区域として豊橋市独自に定めている区域です。

歩いて暮らせるまち区域概略図



1分で分かる!
あなたが補助金の対象か
今すぐチェック!



詳しくは
ちずみる豊橋へ

歩いて暮らせるまち区域

● 認定等の流れ

補助金対象者の認定手続き(課税初年度)

納税通知書受領後
～9月末日

10月～3月末

認定
申請書
提出



審査
・
認定



認定
書
交付

黄色…申請者

白色…市



補助金の交付手続き(認定の翌年から最大3年間)

～5月末日

～12月頃

交付
申請書
提出



審査
・
決定



審査



交付
決定書
送付



交付
請求書
提出



審査



補助
金の
交付

※交付申請は、毎年度の提出が必要です。

● 認定申請時の必要書類

- ・ 補助対象者認定申請書(様式第1号)
- ・ 定住誓約書(様式第2号)
- ・ 個人情報の閲覧等にかかる同意書(様式第3号)
- ・ 位置図(住宅地図等を印刷して、現在の自宅の場所をマーカー等で示してください)
- ・ 「固定資産税・都市計画税納税通知書」の写し
- ・ (土地、建物を共有名義で所有している場合) 登記簿謄本等の写し



今すぐアクセス!
詳細・申請書は
こちらから

